

中小第531号
令和3年8月30日

県内事業所等の皆様へ

島根県知事 丸山達也
(商工労働部中小企業課)

県外への出張等についての要請

8月に入り、島根県において、新型コロナウイルスの感染者が急拡大し、医療提供体制に大きな負荷がかかっております。

県民の皆様には、県外への往来を控えるようお願いしているところですが、大変厳しい状況となっております。

このため、県内の事業所等の皆様には、現在の感染拡大に歯止めをかけるため、下記のことについて徹底していただきますようご協力をお願いいたします。

このお願いの期間は、9月30日までとします（状況に応じて延長させて頂く場合もあります）。

記

1. 県外出張などについては、延期できないか、リモートで代替できないか再検討し、やむを得ないものに限ること
2. 工事請負や委託業務など必要となる仕事で県外から人を招くこととなる仕事についても、延期できないか、リモートで代替できないか、再検討し、やむを得ないものに限ること
3. これらの検討を行った上でも、必要となる仕事で県外への往来をする場合には、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策や、家庭でできる感染予防対策の徹底をすること